

愛媛県土地家屋調査士会研修単位制規則

(目的)

愛媛県土地家屋調査士会会則第 87 条「会員は、常に調査士としての品位を保持し、信用の昂揚を図り、業務に関する法令及び実務に精通して、更正かつ誠実に業務を行わなければならない。」及び同第 88 条第 1 項「会員は、本会の会則、規則、支部規則及び総会の決議並びに連合会会則を守り、本会の秩序の維持に努めなければならない。」及び第 86 条「調査士会員は、本会及び支部並びに連合会及び連合会会則第 27 条で定めるブロック協議会が実施する研修を受け、その資質の向上に努めなければならない。」と定められている。そこで、今回研修単位制を導入して、会員の資質の向上と、会員の会に対する帰属意識の高揚を図る目的で本規則を制定するものである。

第 1 条 研修単位の付与、認定に関する運営は、総務部・業務部及び研修部が行うものとし、研修単位は、各部長の報告に基づいて、会長の承認を受けることによって確定する。但し、運用について疑義の生じた場合は、会長、総務部長・業務部長及び研修部長の協議による。

第 2 条 本会は、会員毎に研修記録を調整して研修単位を管理し、各年度の会員研修会全部の終了後会員本人に対して研修記録を告知するものとし、年度途中であっても必要に応じて告知することができるものとする。

第 3 条 会員が取得すべき研修単位は、1 年毎に 5 単位以上とする。

第 4 条 次の A 群乃至 C 群に該当する会員は、それぞれ次のとおり研修単位を取得するものとする。

A 群

下記研修会等を受講した会員

- ① 日本土地家屋調査士会連合会（以下「日調連」という。）、四国ブロック協議会（以下「四国ブロック」という。）、本会若しくは所属支部の主催又は共催する会員研修会については、1 単位を付与する。但し、支部研修会については支部長の報告により付与する。
- ② 他ブロック、他土地家屋調査士会又は他支部の主催又は共催する会員研修会については、開催者の報告又は受講会員の申告による 1 単位を付与する。
- ③ 愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士会（以下「協会」という。）の主催する社員研修会については、協会の報告により 1 単位を付与する。

B群

下記研修会等の講師等となった会員

1. 日調連、四国ブロック、他ブロック会、本会、他土地家屋調査士会、支部若しくは協会の主催又は共催する会員研修会又は新人研修会の講師となった会員については、2単位を付与する。

C群

1. 本会の総会に出席した会員は、2単位を付与する。
2. 支部の総会に出席した会員は、1単位を付与する。
但し、支部長の報告により付与する。

第5条 本会は、単位を取得できなかった会員に対し連絡不十分会員として研修会を実施することができる。

第6条 前条によるも研修会に出席しなかった連絡不十分会員に対しては、会長は注意を促し、又は必要な措置をとることができる。

附 則

この規則は平成16年3月13日から施行する。